

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第二十六条第一号の規定に基づき主務大臣が定める基準を定める件

平成十五年十二月二十四日 経済産業省・環境省告示第八号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第二十六条第一号の規定に基づき、同号の主務大臣が定める基準を次のように定め、平成十七年一月一日から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第二十六条第一号の主務大臣が定める基準は、次の算式により算出した割合が百分の四十以上であることとする。

算式

$$(A + B) / (C + D)$$

算式の符号

- A 当該施設に投入される自動車破碎残さ（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第5項に規定する自動車破碎残さをいう。以下同じ。）1トン及び当該自動車破碎残さ1トン当たり投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物から回収される原材料の重量
- B 当該施設に投入される自動車破碎残さ1トン及び当該自動車破碎残さ1トン当たり投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物から回収される熱量（当該施設内において利用される熱量については、スラグその他の物の生成に要する熱量のみをいい、当該施設において発電される電力量については、当該電力量を発電端効率0.4を用いて換算した熱量をいう。）を当該自動車破碎残さ（可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。）1トン当たりの低位発熱量を用いて当該自動車破碎残さの重量に換算したものの
- C 当該施設に投入される自動車破碎残さ1トン及び当該自動車破碎残さ1トン当たり投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物（可燃性の成分及びその附着水分を除く。）の重量
- D 当該施設に投入される当該自動車破碎残さ1トン当たり投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物（可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。）の低位発熱量を当該自動車破碎残さ（可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。）1トン当たりの低位発熱量を用いて当該自動車破碎残さの重量に換算したものの